

令和 5年12月 6日

ご利用様各位

福岡市港湾空港局
(港湾振興部港湾企画課)
博多港ふ頭株式会社

特殊車両通行許可及び被牽引自動車の自動車検査証への牽引自動車の車名等の記載について（お願い）

平素よりターミナル運営の格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、福岡市は、市内での特殊車両の通行許可について、下記リンクのとおり注意喚起を行っております。

【特殊車両許可申請に関する外部リンク】

- ・特殊車両の通行許可（福岡市役所 道路下水道局 管理部 道路維持課のサイト）

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/doroiji/hp/tokushusyaryou-allow.html>

- ・特殊車両通行許可制度について（国土交通省 関東地方整備局のサイト）

<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000004.html>

また、セミトレーラの運転に当たっては、被牽引自動車の自動車検査証に牽引自動車の車名の記載を行うことが、道路運送車両法（第 59 条第 2 項）及び道路運送車両法施行規則（第 35 条の 3 及び第 35 条の 4）で定められております。

コンテナターミナル利用者の皆様におかれましては、法令遵守に努めていただきますように、よろしくお願い申し上げます。

以上